

◎新潟県告示第1366号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年12月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
株式会社ダイセル
代表取締役社長 札幌 操
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県妙高市工団町282番地1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第5号に規定する廃油の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃油
- 5 申請年月日
平成25年10月16日
- 6 縦覧場所
新潟県上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課
- 7 縦覧期間
告示の日から1月間
- 8 その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先 郵便番号943-0807

上越市春日山町三丁目8番34号

上越地域振興局健康福祉環境部

環境センター環境課